

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	野出地区 (川床、焼野、野出集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、令和7年3月に策定した芳野地区地域計画の集積率向上を図るため、地域での話し合いを踏まえて細分化した区域です。旧芳野地区のうち、県道植木河内港線以北の農地約250ha(うち農用地約220ha)を新たな範囲として再設定しました。

地区内の農用地はほとんどが畑で、温州みかんなどの果樹栽培が盛んな地域です。

なお、当該地区の主な課題としては以下のとおり

- ①農業従事者の減少及び高齢化により、耕作放棄地の拡大が懸念される。
- ②今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕地面積よりも、貸付け等の意向が確認された農地面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ③小区画の園地が多いうえ、縦断的な小規模農道や園地内道が未整備の地区が多いため、作業効率が悪い。
- ④ワイヤーメッシュや電気柵等による鳥獣被害対策を進めているが、未整備の農地もあり、農作物に被害を被っている。
- ⑤相続未登記農地が存在し、農地集積の妨げとなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

芳野地区の農地利用としては、認定農業者等の中心経営体への農地集積を促進するため、園内道や作業道を設置し、優良園地を造るとともに、地域での話し合いを通じて土地利用の調整を推進する。
認定農業者及び新規就農者等を確保し、若手農業後継者等の人材育成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	228.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	228.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手へ樹園地の集積・集約を進めるとともに、果樹経営支援対策事業等を活用し、園地整備に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手の意向を把握するとともに、担い手の経営意向を斟酌し、農地中間管理機構を通じて段階的に集積・集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
—
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止策として、ワイヤーメッシュ及び電気柵の計画的な設置等、被害防止のための「えづけSTOP！対策」を実施する。
- ⑤果樹経営支援対策事業等を活用し計画的に優良品種への更新を図るとともに、安定生産に努める。
- ⑦今後も「中山間地域等直接支払事業」などを活用し、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、農道等についてはきちんと維持・管理していく。
- ⑧家庭選果の省力化を図るため、共同選果場の整備やAI選果機の導入を検討する。